

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 29 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26350754

研究課題名(和文) スポーツ領域における個人の身体への介入としての科学：性別確認検査を事例に

研究課題名(英文) Invasive Procedures as Science in Sports: Sex Tests as Case Examples

研究代表者

高峰 修 (TAKAMINE, Osamu)

明治大学・政治経済学部・専任教授

研究者番号：10409493

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、性別確認検査の導入をめぐり1930年代以降のスポーツ医学界と国際オリンピック委員会がどのような関係性を構築していったか、そしてオリンピック大会における性別確認検査の導入および実施がどのように社会に伝えられたかについて明らかにした。またスポーツ領域において身体や性をめぐって生じる公平性や権利保護の問題に関してどのように考えるべきか、法学の視点から考察した。以上の研究結果をふまえ、競技スポーツの基本原則である男女二元制に対してどのように対峙すべきかについて検討した。

研究成果の概要(英文)：This study discusses the formation of a relationship in the 1930s and later between sports medicine and the International Olympic Committee regarding the introduction of sex tests and clarifies how the introduction and implementation of sex tests during the Olympic Games were communicated to society. The study also discusses how issues such as fairness and protection of rights in relation to the person and sex of athletes in the sport field should be approached from a legal perspective. Findings from the research were used as a basis to examine how we should confront the gender binary system, which is a basic principle of competitive sports.

研究分野：スポーツ社会学、スポーツジェンダー論

キーワード：性別確認検査 オリンピック 性別二元制 スポーツ医学 身体 性的マイノリティ 公正性 権利保護

1. 研究開始当初の背景

競技スポーツの領域において身体は、人間の究極の能力を表象する主体としてあると同時に、時代の規範性をも表象する。スポーツにおいては女性と男性を明確に区分する思想としての性別二元性、さらには制度としての性別二元制が定着している。女性と男性を区分する方法としては性別確認検査があり、一時期、オリンピック大会に出場する女性選手に適用されてきた。その論理は高度化する競技スポーツにおいて公平性を保障するためというものであったが、他方それが女性アスリートに対する性の二項対立にもとづく深刻な人権侵害、女性アスリートの身体への侵入という側面をもっていたことは否めない。

また来田(2012)は、スポーツ領域における性別確認検査確立に向けた議論の背景には、主として中流階級以上の白人男性の文化であったスポーツへの女性の参加問題があったと指摘している。すなわち、この問題はスポーツによって形成されてきた白人男性という特定集団のアイデンティティの変容過程の一部とみるべきであり、この変容において「あるべき身体」の規範の揺らぎが生じたために、規範の調整と同時に「あるべきではない身体」の排除する構造が確立したとすることができる。国内外でセクシュアル・マイノリティを含む多様な身体状況にある人々のスポーツ権保障の方策が検討される中で、スポーツ領域におけるこの問題の視点と社会への影響の解明は必須の課題となっている。

従来、この性別確認検査が国際オリンピック委員会(以下、IOC)に採用されたのは1960年代後半からと言われてきた。しかしSmithとFerris(1991)によれば、1948年の時点で英国女子陸上競技連盟は女性出場者に対して医師による性別確認証明書の提出を求めている。さらにHeggie(2010)は、オリンピックにおける性別確認検査の必要性に関するブランデーの見解が1936年のTime誌に掲載されたと報告している。他方、来田(2013)によれば、IOCは1936年6月の時点で性別確認の必要性を認識しており、各競技団体に対して注意喚起していた。また1936年7月には国際陸上競技連盟(以下、IAAF)内で性別確認に関する問題提起があり、その発端は「ドイツのスポーツ医学の組織」からの情報提供であった。つまり、こうしたスポーツ統括組織間における性別確認検査の必要性に関する意見交換は、従来の説よりもおよそ30年前から行われていたことになる。

2. 研究の目的

本研究では上述の課題に対して歴史学、社会学および法学の立場から解釈し明らかにする。具体的な研究目標は以下のとおりである。

(1) 1930年前後のスポーツ医学界、特に医学分野とスポーツ領域の橋渡しをすることになった国際スポーツ医学会(以下、FIMS)に焦点を当て、その組織としての動向を把握する。

(2) FIMSを中心とするスポーツ医学界とスポーツ領域、特にIOCとの当時の関係性について明らかにする。

(3) オリンピック大会への性別確認検査の導入およびその実施が人々に対してどのように伝えられたのかについて、新聞報道を手掛かりに明らかにする。

(4) 個人の身体に医学が介入することによって生じる人権問題について、性別決定を例に検討する。

(5) 性別確認検査廃止後、性的マイノリティ、特にインターセックスの競技者をめぐるオリンピック大会への参加問題を通じて、競技スポーツにおける性別二元制について検討する。

3. 研究の方法

(1) FIMSのHP上に公開されている年表を翻訳し、IOCやオリンピック大会など関連する情報を付け加え整理した。

(2) ローザンヌに所在するオリンピック研究センター文書史料館において以下のファイルを中心に関連史料の収集・探索を行った。

a) IOC医事委員会関連ファイル(1936~1982)

b) FIMS会議関連ファイル(1951~1964)

c) FIMS関連ファイル(1947~1964)

d) Francis Messerli関連ファイル

(3) 日本と英国の代表的な新聞データベースを検索して関連記事を収集した。

a) 国内紙: 日本国内の大手新聞三紙(朝日・毎日・読売新聞)の各データベースを使って、1960年1月1日から2015年12月31日までの期間について検索を行った。検索キーワードは性転換、性別適合、両性具有、アンドロジニー、性別確認、女性確認、性別判定、性別検査、セックスチェック、セックステスト、性別詐称、染色体検査、染色体テスト、染色体チェックの14語である。

b) 英国紙: 英国内のガーディアン紙(以下、G紙)とタイムズ紙(以下、T紙)のデータベースを使って、前紙については1960年から2003年まで、後紙については1960年から1985年までの期間について検索を行った。Newsworks(2016)によれば、2016年11月の発行部数はG紙159,082部、T紙442,670部であり、前紙の政治的スタンスは相対的にリベラル、後紙は保守である。検索キーワードはfemale verification、gender verification、sex change、sex testである。

(4) 関連する判決事例と文献を収集、翻訳し解釈した。

(5) 関連する先行研究ならびに事例の情報を収集して、分析・考察した。

4. 研究成果

(1) FIMS に通ずるスポーツ医学界の胎動は1910年代のドイツに始まっていた。1920年代になるとフランスやオランダ、スイスなどでもスポーツ医科学の組織が設立され始める。1925年にプラハで開かれたIOC会議にてIOC内に医事委員会の設立が提案されたが否決された。そして1928年のアムステルダム夏季大会中にFIMSの前身となる組織が第1回国際大会を開き、1934年の名称変更をもって現在のFIMSが誕生した。

(2) 1925年にIOC医事委員会の設立提案が否決された後、IOCとFIMSの直接的関係を示す史料はほとんどみられなかった。一方で、IOC事務局長を務めることになるFrancis Messerliの関与の下で、オリンピック大会開催期間中にFIMS国際会議が開催されていた。こうした関わり方からは、医学における新しい領域としてスポーツ医学が主張された時期に、体育やスポーツの組織との関係性を持つことにより、この領域の存在意義を示そうとする意図がうかがえた。しかしながら、性別確認検査との関係でのIOCとFIMSないしドイツのスポーツ医学組織の関与は、文書史料上は確認することができなかった。

IOCとFIMSが1925年以降、組織的なレベルでの関与を再開したのが1951年であったことを示す史料が見出された。この時、FIMSという組織の出自と活動内容については、IOC理事に回覧されるなど、どのような関係を結ぶかが検討された。1951年頃からFIMSがIOCに送った年次報告書を含む各種資料においては、健康や体力との関係で選手に貢献する点が強調されていた。IOCにとって重要であったのは、FIMSが「政治的ではない組織」である点であったことが示唆された。他方、FIMSにとっては、今日的にいうところの個人情報にあたる選手の体力等に関するデータを蓄積し、研究に活用することができる点で、IOCと良好な関係を結ぶことが望まれていたことを示唆する史料がみられた。

(3) 性別確認検査をめぐる国内報道においては、その報道が始まった1960年代後半からすでに肯定論と否定論が混在しており、報道側もこの問題に対してどう向き合ったらよいのか迷っている様子がうかがわれる。このことはトランスジェンダー・アスリート（以下、TGA）をめぐる表象や女性の反応においても同じであり、新聞社によってこの問題に対して一貫した立場をとる、あるいは年代とともに論調が変化するという傾向はみられなかった。今回取り上げた国内三紙は、一般的には政治的に保守、中道、革新と位置づけることができるが、性別二元性について、そしてそれを確認するための性別確認検査に関しては、そうした政治的な位置づけが反映されているとは言えない。

英国内の二紙を対象とした記事検索とその分析の結果、革新系のG紙と保守系のT

紙の政治的立場は、スポーツにおける性別確認検査に対する論調に明確に表れていた。おそらくこれら二紙の読者層は社会階層的に異なっており、こうした二紙の論調は、各読者層に偏るかたちで伝わっていったと考えられる。また英国内における性別確認検査やTGAをめぐる新聞報道の今後の分析においては、新聞社の政治的立場の違いを考慮して分析を進めていく必要がある。

性別確認検査やTGAをめぐる両紙の報道からは、当時の医学界（会）が国際的な主導権を得るための駆け引きを読み取ることができた。T紙の報道からはドイツを中心としてアメリカ、ベルギー、オーストリアというスポーツ医学の国際的グループが、他方G紙の報道からはフランスを中心とするグループが存在し、かつ対抗的な立場にいたことが推測される。そしてFIMSにおける役員人事や名称変更を勘案すると、ドイツとフランスの対抗図式がFIMS内に持ち込まれていた可能性がある。

スポーツ界において、あるいは医学界においてスポーツ系医学界（会）のプレゼンスを高めたのは、“性別確認検査”よりはむしろ“ドーピング”問題であろう。第二次世界大戦後の東西冷戦構造を視野に入れると、スポーツ界にとってはドーピングのほうのはるかに規模が大きく、深刻な問題である。こうした状況において、スポーツ医学はスポーツ界の要請にこたえながらドーピング問題に指針を与える権威ある存在としての地位を固めることができたのだと思われる。今後、性別確認検査をめぐる動向を検証するには、こうしたドーピング問題をめぐるスポーツ医学界（会）の動向も視野に入れて考える必要があるだろう。

(4) 性別確認検査の提起する人権上の問題点に関して、日本ではいまだ法的に明確な権利ではないが、ヨーロッパ人権条約及びヨーロッパ人権裁判所判決においては、性別・セクシュアリティについて自己決定する権利は私生活を尊重される権利の一内容としての「人格権」として保護されている権利と位置付けられている。

「科学」による身体への介入、という側面では、科学的知見の中立性・客観性、および誰がどのように科学による介入を正当化しうるのかという、科学と人権の構造の中で、人権論の果たす役割が問われることになる。特に医学は、患者の治療、病の有無の証明という使命を負っているために、社会の歯止めが弱くなりがちである。医療のためには、最先端の治療法が実施されるべき、医学的に疾病や真実を明らかにすることが優先するため主体である人間の権利は考慮されない、などの問題は、性別確認検査でも問題となる。これについては、医学が、治療という目的によって積極的に身体に介入している「生殖補助医療」分野について検討した。医学と法・社会の関係については、第二次世界大戦後に

は、ナチスによる医学の政治的利用の反省から、国際的な医療倫理（ニュルンベルグ綱領・ヒポクラテスの誓い等）が確立し、医療行為は少なくとも本人の「同意」を前提とすることになった。しかし、生殖補助医療分野の様な急速に進展した分野では、科学の進歩に対して法が限界を設けるフランスのような国や、逆に科学の進歩を制限する法がないままに、医学の実が進展し社会に普及している日本のような国も存在することが明らかになった。そのことによって引き起こされる人権侵害の問題に対して、ヨーロッパ人権裁判所は、親の権利よりも子の権利を優先する判決を出しているが、日本においては、裁判所においてもこうした問題に関して人権論としては判断していない。あくまでも現行民法の枠内で、違法性を判断するのみなのである。

(5) 現代社会においては多様な性のあり方を認め、性的マイノリティの権利を擁護するための制度整備が進む中で、性別二元制を当然の前提とするスポーツ界も新たな制度のデザインを求められるときが訪れることは否定できない。ここでは、スポーツ界における性別二元制について再考し、将来、スポーツに携わる人々が自らの身体のありようと性的アイデンティティに肯定的に向き合えるような制度の在り方をデザインするための基礎的考察を試みた。

日本におけるインターセックスをとりまく医学と法の現状を概観したところ、国内においては法的にも医学的にも、性別二元制に基づいた制度が構築されており、それらが改変される兆候は見られない。他方、諸外国の制度を見る限りでは、性的アイデンティティに対して、医学・法制度ともに、一切の例外も認めない厳格な性別二元制を採用してきたわけではなく、わずかばかりでも「性の揺らぎ」がある現実を部分的ではあっても容認しつつある。

こうした現状を踏まえてスポーツにおける性別二元制の是非や今後のあり方を考えるためには2つのレベルにおける考察が必要である。一つは、男女の2つに分けることが妥当であるかどうか、もう一つは、2つに分けることが妥当である場合に、分ける基準が適正であるかどうか、である。

競技パフォーマンスに対する筋力の影響力や身体接触の度合いなど、多様な競技種目の特性を勘案するならば、競技スポーツの実施形態としては次の4つを想起することができる。

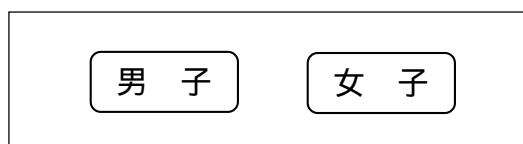


図1 性別二元制

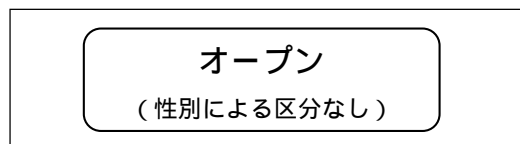


図2 性別オープン



図3 男子のオープン化

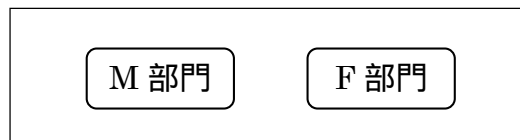


図4 性別ではないカテゴリー設定

次に、性別二元制が妥当だと考えられる場合に、性別カテゴリーを分ける基準の適正性が検討されなければならない。スポーツにおける性別確認検査は 内外性器、性染色体、

アンドロゲンの3つの要素によって女子競技者としての適格性基準を設けてきた。しかし、これら3つのいずれの基準を用いても、完全な境界を設けることは不可能であることが明らかになっている。ここで仮説的に提案するのは、内外性器、性染色体、アンドロゲンのいずれかが基準に適合していれば、他の2つが適合していなくても、女子競技者としての参加を認める、というものである。

なお、図1～4に示した実施形態案、ならびに～のいずれか一つを女子競技者としての適合条件とする案にはそれぞれメリット、デメリットがあり、それらについての考察は稿を改める。

<引用文献>

Heggie(2010) "Testing sex and gender in sports: reinventing, reimagining and reconstructing histories" Endeavour 34(4): 157-163.

Newsworks (2016)

<http://www.newsworks.org.uk/search?q=circulation>

来田(2012)「指標あるいは境界としての性別 - なぜスポーツは性で分けて競技するのか」杉浦・建石・吉田・来田(編著)『身体・性・生』尚学社: pp41-71.

来田(2013)「1936年から1959年までのIOCにおける女性の参加問題をめぐる議論-IOC総会・理事会議事録の検討を通して-」中京大学体育研究所紀要 27: 13-35.

Smith, M. A. Ferguson and Ferris, E. A. (1991) "Gender verification in sport: the need for change?" Br J Sports Med, 25: 17-20.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

松宮智生「スポーツにおける男女二元制に関する一試論 性別確認検査における女子競技者の基準を起点に」国土館大学体育研究所報(査読無)第35巻、2017: 19-27.

〔学会発表〕(計4件)

高峰修「イギリス国内におけるトランスジェンダー・アスリートの新聞報道分析」日本スポーツ社会学会第26回大会、2017年3月19日、信州大学(長野).

高峰修「スポーツ領域におけるトランスジェンダー・アスリートの国内新聞報道分析」日本スポーツ社会学会第25回大会、2016年3月21日、一橋大学(東京).

來田享子「スポーツにおける身体への介入としての科学 性別確認検査を中心に」日本学術会議史学委員会 歴史学とジェンダーに関する分科会(第23期・第6回)、2016年2月10日、日本学術会議(東京).

建石真公子「身体・人権論・ジェンダー - 競技における性別違和者の人権保障を例に - 」日本スポーツとジェンダー学会第13回大会、2014年6月28日、中京大学(愛知).

〔図書〕(計1件)

建石真公子、敬文堂、「生殖補助医療における法の役割 「権利」と「公序」の選択」憲法理論研究会(編)『対話的憲法理論の展開』、2016年、p344(pp257-272).

6. 研究組織

(1)研究代表者

高峰 修 (TAKAMINE, Osamu)
明治大学・政治経済学部・専任教授
研究者番号: 10409493

(2)研究分担者

建石 真公子 (TATEISHI, Makiko)
法政大学・法学部・教授
研究者番号: 20308795

田原 淳子 (TAHARA, Junko)
国土館大学・体育学部・教授
研究者番号: 70207207

松宮 智生 (MATSUMIYA, Tomoki)
国土館大学・公私立大学の部局等・研究員
研究者番号: 10741316

來田 享子 (RAITA, Kyoko)
中京大学・スポーツ科学部・教授
研究者番号: 40350946

(3)連携研究者

相澤 勝治 (AIZAWA, Katsuji)
専修大学・文学部・准教授
研究者番号: 80375477